

トライアル制度 運用規程

一般社団法人 電子情報技術産業協会

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人電子情報技術産業協会（以下、「本会」という。）におけるトライアル制度（以下、「本制度」という。）の運用に関する事項を定める。

(適用措置)

第2条 本会への入会を検討している法人は、本制度の適用を受けることにより、本会に設置されている委員会組織の活動に非会員の立場で参画できることとする。

2 本制度の適用を受ける法人は、参画する委員会において議決権を有しないこととする。

(適用対象)

第3条 本制度の適用対象は、本会への入会を検討する全ての法人とするが、以下に該当する法人は適用対象外とする。

- (1) 過去に本制度の適用を受けた法人
- (2) 過去に本会の会員として在籍がある法人
但し、退会后 15 年経過した法人は適用対象とする。
- (3) 本会会員の分社・合併等により設立した法人
- (4) 会員の活動要件規程に反する法人
- (5) その他、本会の会員として相応しくないと認められる法人

(適用期間)

第4条 本制度の適用期間は、12か月とする。ただし、適用対象会社の申し出により適用期間は短縮可能なこととする。

(適用の手続き)

第5条 本制度の適用を受ける法人は適用前に本会が指定する申請書類を提出

しなければならない。

- 2 本制度の適用は、参画を希望する委員会組織での審査・承認が必要なものとし、委員会組織での審査・承認を経た後、総合政策委員会にて最終審査を実施するものとする。
- 3 本制度適用後に会員となる場合は、入会審査を実施することとする。

(委員会組織の審査基準)

第6条 委員会組織は、以下の基準に基づき審査を行う。

- (1) 委員会活動に参画することで業界活動にとって利益になると認められること
- (2) 委員会活動に参画することで委員会組織にとって利益になると認められること
- (3) 委員会活動の事情を考慮の上、各委員会が定める規約などに照らし、適格と判断できること

(会費について)

第7条 本制度の適用中は、本会費の負担は発生しない。本制度の適用後に会員となる場合は、入会時に入会金および本会費の負担が発生する。

- 2 本制度の適用中は、委員会会費の負担は発生する。
- 3 本制度の適用を受けた法人に、「入会金、会費及び負担金規程」が定める「電子情報産業に密接に関連する事業を営む法人」へ適用する会費割引措置を適用する場合、会費割引措置の適用期間は本制度の適用期間を含めた3年度とする。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、総合政策部会の決議をもって行うものとする。

附 則

1. この規程は、2022年4月1日より実施する。